

種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合の添付書面

会社法及び定款で定めた事項につき種類株主総会の決議を要する場合であっても、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しないときは、当該種類株主総会の決議を要しない（会社法 111 条 2 項ただし書，199 条 4 項ただし書，200 条 4 項ただし書，238 条 4 項ただし書，239 条 4 項ただし書，322 条 1 項ただし書，323 条ただし書等）。

以下は、この場合の添付書面の取扱いをまとめたものである。

| | 具体的場面 | 添付書面 | |
|-------------------------------------|----------------------|------|---|
| | | 原則 | 例外 (選解任付株式に基づく選任又は解任の場面) |
| 種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合 | 当該種類株式が未発行であるとき ※1 | 不要 | 不要 |
| | 当該種類の株式の全部が自己株式であるとき | 不要 | 議決権を行使することができる種類株主が存しないことを証する書面（株主名簿等） ※2 |

※1 当該種類の株式の発行後にその全部が消却された場合を含む。

※2 平 14. 12. 27 民商 3239 号